

業務委託契約書（案）

委託者 沖縄県環境整備センター株式会社 代表取締役社長 照屋 義実（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○ ○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

- 1 委託業務の名称 令和4年 沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事発注支援業務
- 2 履行期間 令和4年 月 日～令和5年3月31日
- 3 契約金額 ¥○○○○○○○○○
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は○○○○○円)
取引に係る消費税額及び地方消費税額は消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金額 沖縄県財務規則第101条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上とする。ただし同条第2項各号の規程に該当すると認められるときは免除する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書及び仕様書に従い、頭書の契約金額を限度に本業務を履行しなければならない。

- 2 別紙仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務統括責任者、業務計画書）

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務実施計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、業務履行について業務上の管理をつかさどる業務統括責任者をおくものとし、前項の業務実施計画書に明記しなければならない。
- 3 甲又は乙の事情により、業務実施計画書の内容を変更するときは事前に協議するものとし、その変更の内容を明記した書面を作成するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは業務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団との密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、印刷・製本等の容易かつ簡易な業務についてはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(委託業務の調査)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更又は委託業務の一部を中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(乙の請求による履行期間の延長)

第7条 乙は、その責に帰すことが出来ない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長を請求することができる。

2 延長する履行期間については、甲乙協議して定めるものとする。

(成果物の帰属)

第8条 この契約によって作成された報告書及びその他の成果は、甲に帰属するものとする。

(検査)

第9条 乙は、委託業務を終了したときは、別途仕様書に定める成果品を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に定めるもののほか、委託業務を実施するに当たり、随時必要な書類の提出を求めることができる。

3 甲は、成果品を受理したときには、受理した日の翌日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

4 乙は、前項の検査の結果、不合格になり、成果品の補正を命じられたときは、遅滞なく補

正を行い、甲に補正完了の届出及び成果品を提出して再検査を受けなければならない。

5 委託業務の引き渡しは、第3項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(委託料の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときには、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して、30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(著作権)

第11条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲の権利とする。

(損害の負担)

第12条 この委託業務の実施にあたって発生した損害(第三者におよぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第13条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、履行期間満了の日までに委託業務を完了することができないことが明らかであると認められる場合であつて、履行期間経過後、相当の期間内に完了することができるものと認められるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅延金は、同項に定める相当の期間内において、履行期間満了の日から起算して、委託業務が完了した日までの日数について、契約金額に年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 乙は、甲がその帰すべき理由により、第9条第2項に定める期間内に、契約金額の支払を行わない場合にあつては、甲に対し、当該金額に年2.5パーセントの割合による遅延利息の支払いを請求することができる。

(甲の契約解除権及び違約金)

第14条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

この場合において、契約保証金を免除されているときは、乙は損害賠償金として委託料の100分の10相当額を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が正当の理由無く、甲に対し契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が正当の事由なく、10日以内に委託業務に着手しないとき。

(4) 乙が、第3条又は第4条の規定に違反したとき。

(5) 乙又はその代理人、使用人等が委託業務の履行に関し、不正な行為を行ったとき。

2 甲は前項に規定する場合の外、必要があるときは契約を解除することができる。

3 前条の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合、賠償額は甲乙協議して定める。

(暴力団関与の属性に基づく契約解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何ら催告を要せず契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(乙の解除権及び違約金)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 甲が第 6 条の規定により業務内容を変更し、又は一時中止したため、契約金が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第 18 条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、仕様書のとおりとする。

(契約不適合責任)

第 19 条 甲は、引渡しの完了の日の翌日から起算して、1 年以内に限り、乙の責めに帰すべき契約の内容に適合しないものについて無償の補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約の内容に適合しないものにより生じた損害の賠償を請求することができる。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第 20 条 この契約に定めのない事項又は契約の内容等に疑義が生じたときは甲乙協議して定める。

以上の契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印し各自 1 通を保持する。

令和 4 年 月 日

委 託 者

住所 沖縄県名護市字安和 2045 番地 1
氏名 沖縄県環境整備センター株式会社
代表取締役社長 照屋 義実 印

受 託 者

住所
名称

印